平成３０年（フ）第２０９号
川崎市宮前区南平台16番11―301号　市営住宅
債務者　神山　昌子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２１４号
川崎市宮前区有馬９丁目５番３―304号
債務者　内山　次代
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２３号
川崎市多摩区中野島３丁目14番24号　小泉コーポ　１号
債務者　亀田　　満
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
長野市吉田４丁目６番24―1102号
債務者　豊田　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４８５号
札幌市北区屯田９条１丁目１番40号　ノースガーデン壱番館202号
債務者　和崎めぐみ
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４７号
札幌市西区山の手５条３丁目１番30―202号
債務者　斉藤　一人
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４８号
札幌市西区山の手５条３丁目１番30―202号
債務者　川倉　泰子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１４号
北海道千歳市弥生２丁目２番４―20号　市営住宅祝梅団地
債務者　大野　維章
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４号
北海道稚内市中央１丁目５番28号　コーポ氷雪　202号
債務者　市田　　暢
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成３０年（フ）第７０号
釧路市芦野５丁目５番14号　Ｌコーポラメール２階Ｈ号室
債務者　安立　英人
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第７８号
群馬県前橋市三俣町２丁目12番地14
債務者　上田　克己
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８７号
群馬県前橋市下増田町732番地１
債務者　小林　妙子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１２４号
川崎市多摩区菅馬場１丁目６番４号　ベルメゾン90’　301
債務者　波田野佳子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２３４号
川崎市宮前区宮崎６丁目４番地34　ロイヤル宮前　Ｅ―202
債務者　堀河　保彦
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７号
新潟県佐渡市両津湊282番地９
債務者　高津ジンこと　タカツジンバルテイエンダス
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成３０年（フ）第８号
新潟県佐渡市長石92番地
債務者　三浦　峰典
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
岐阜県恵那市大井町535番地25　Ｅ号
債務者　大橋　昌典
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部